中部電力株式会社からの報告の概要 (5月8日9時30分までに受けたもの)

- 〇 平成29年5月2日、14時30分頃、浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋地下2階(管理区域)において、協力会社作業員が粉状の堆積物を発見した。
- 〇 連絡を受けた中部電力社員が現場に行き、放射性物質を含む堆積物が全部で 5箇所にあることを確認した。
- 〇 当該堆積物の放射能量を測定したところ、堆積箇所の表面汚染密度が保安規 定に基づき人の立入制限措置を必要とする基準を超えること*を確認したこと から、同日17時10分に原子炉等規制法に基づく報告事象**と判断し、新た に立入制限措置を講じた。
 - ※当該堆積物からはコバルト60が検出され、堆積箇所の最大の表面汚染密度は141Bq/cm²であった(保安規定上の管理区域内における立入制限 区域の設定など特別措置を実施する基準は40Bq/cm²である。)。
 - ※※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の 事象
- 堆積物は全て回収され、堆積箇所の床面除染は5月3日に完了している。
- 現在、当該堆積物が発生した原因について調査中である。
- 本事象による周辺環境への影響はない。

(以上)